

## 3 工事監査

都が行っている工事について、不経済な支出や不適切な施工がないかなど、技術面等から監査しました。

都の実施している工事等について、**計画、設計、積算、施工、維持管理等の各段階で、不経済な支出や不適切な施工がないかなど**を主眼とし、効率性、有効性の観点にも留意して技術面等から検証しました。

今回は、15局の1, 835件の工事について監査を実施しましたが、その結果、**38件の指摘及び3件の意見・要望**を行いました。

また、「**工事事務に関するチェック体制**」を**重点監査事項**として設定し、工事事務の各段階において、誤りを未然に防止するためのチェック体制を検証しました。

主な指摘、意見・要望事項は、以下のとおりです。

### ▶ 設備工事に使用するケーブルの環境物品等への転換促進について検討すべきもの

都は、平成18年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）において、ハロゲンや鉛などを使用しないEM電線及びEMケーブルを、特に重点的に使用の推進を図る特別品目として指定しています。

水道局の設備工事におけるケーブルの使用方針について見ると、EMケーブルと従来型ケーブルとを混用した場合は、リサイクルが困難になるとして従来型ケーブルを使用することとしており、平成18年度のケーブル敷設を伴う設備工事159件のうち83件において、環境負荷の大きい従来型ケーブルが使用されている状況となっていました。

しかしながら、EMケーブルと従来型ケーブルを混用しても、リサイクルに際しては大きな支障はないことから、今後の工事においても**従来型ケーブルを使用し続けることは、新たな環境負荷を次世代に残すことになり、適切なものではありません。**

（【意見・要望事項】水道局）

### ▶ 泥土圧式シールド工法における機械器具損料を適正に計上すべきもの

馬込西二号幹線の築造工事において、ルート変更に伴いシールドマシンを設計変更する際の機械器具損料の積算について見ると、同損料はジャッキ1台分の損料単価に供用日数、使用台数を乗じたものとすべきところ、誤って、**さらに使用台数を乗じて算出し計上する**などしていました。

また、シールドジャッキ1台分の損料単価は、**局で定めた損料単価があるにもかかわらず、誤って、割高な業者からの見積りによる単価を用いていました。**

このため、**積算額約9,248万円が過大なものとなっていました。**

（【指摘事項】下水道局）

### ▶ 船舶建造の一般管理費等の計上について検討すべきもの

東京都小笠原水産センター漁業調査指導船「興洋」建造における一般管理費等の積算について見ると、局は船舶建造修理に必要な積算基準を定めていないため、港湾工事に適用する港湾請負工事積算基準（国土交通省）等を参考に算出し計上していました。

しかしながら、契約内容は船舶の建造であり、港湾工事と異なるため、一般管理費等は船舶および機械製造修理請負工事積算基準（国土交通省）に基づいて定められている東京都港湾局基準を参考に積算することが適切です。

仮に、同基準に基づき算出すると、**積算額約4,479万円が縮減できる**ものです。

（【意見・要望事項】島しょ（産業労働局））



東京都小笠原水産センター漁業調査指導船「興洋」

### ➤ 高所作業の安全管理について請負者を適切に指導、監督すべきもの

上恩方生活環境保全林整備工事において、谷止工等の仮設足場の施工状況について見ると、高所作業からの墜落災害を防止するため、**労働安全衛生規則に定められている手すりの設置や安全帯の使用など必要な措置が講じられていないことが認められました**。このような状況は、作業員の墜落事故につながりかねない大変危険なものです。

事故を未然に防止するためには、関係法令を遵守した施工計画を定め、安全対策を確実に実施させることが不可欠です。

（【指摘事項】産業労働局）